

リ・ユースマンション適合確認書

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

借入申込人		実印
所在地	〒	

年 月 日申込みのリ・ユースマンションに係る住宅の現況を次のとおり確認しました。
なお、当該申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されてもなんら異議ありません。

確認方法 (いずれかに☑を付すこと。)	次の方法により確認	
	<input type="checkbox"/> ① 仲介業者(宅建主任者)からの説明 <input type="checkbox"/> ② フラット35(中古住宅)に係る適合証明書等 <input type="checkbox"/> ③ 旧公庫マンション情報登録証明書	<input type="checkbox"/> ④ その他 ^{※1} ()

※1 その他の場合は下記の例を参考に記載してください。
例) マンション管理組合、管理会社、売主、マンション管理士等の専門家からの説明等

確認箇所	確認内容
管理規約	管理規約が定められていること。
長期修繕計画	計画期間が20年(作成時期が平成6年度以前の場合は15年)以上あること。
接道状況	敷地が幅員4m以上の道路(※2)に2m以上接している又は建築基準法第43条第1項ただし書が適用される敷地であること。
用途	店舗、事務所等に改造されているなど、今後住宅として使用する際に問題となる点がないこと。

※2 建築基準法第42条第2項に基づき道路の指定を受けたものを含みます。
(注) 確認内容等について不明な点がある場合は、機構までお問合せください。

▼ ご注意

・購入するマンションの表示登記日^{※3}が昭和58年3月31日以前の場合は、検査機関又は適合証明技術者の適合証明を受けることが必要になります(本書式は使用できません「リ・ユース住宅適合証明書」をご提出いただきます。)。

なお、これに該当する場合であっても、建築確認日が昭和56年6月1日以降の場合は、適合証明は不要になります。その際は、建築確認日が分かる書類(確認済証(建築確認通知書)又は検査済証の写し)を添付してください。

※3 表示登記日とは、登記事項証明書の「表題部(専有部分の建物の表示)」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日(新築)をいいます。

・建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があります。